

2004 年度  
広島市予算編成にあたっての要望書

広島市長 秋葉忠利 殿

2003 年 12 月 5 日 提出

日本共産党広島市会議員団

団長	皆川恵史
幹事長	中森辰一
副幹事長	中原ひろみ
	村上あつ子
	藤井とし子

## 04 年度の予算要望書の提出にあたって

04 年度は 2 期目の秋葉市政の 2 年目にあたります。

秋葉市長は 2 期目のスタートにあたり、「更なる変革」をキーワードに、市長選挙で掲げた核兵器廃絶へ向けた積極的な自治体外交、公共事業の見直し、全国に誇れる福祉施策などの公約を実現していく決意を表明され、この一年間、過去の「負の遺産」の清算と「市民のための市政」に向けて努力してきたことに敬意を表します。

一方この間、地方自治体と住民をとりまく状況は大きく変化し、乗り越えなければならない新たな課題が山積しています。

財界の後押しを受けた「保守二大政党」による「政権交代」が叫ばれる中で、消費税の増税と憲法 9 条改悪の危険性が増大し、国民の暮らしと日本の平和をおびやかす重大な事態が進行しつつあります。

さらに、「三位一体改革」の名のもとに、地方自治体への新たな財政負担の転嫁、「官製市場の全面開放」を求める財界の方針に沿った指定管理者制度の導入等々、自治体をめぐる新たな状況も生まれています。

こうしたなかで来年度も、秋葉市政が、被爆地ヒロシマの責務である核兵器廃絶に向けて一層努力されるとともに、地方自治の本旨である「住民の福祉の向上」の立場にしっかりと立って、住民の福祉、暮らしを守りながら財政再建を進められることを強く期待し、その立場から日本共産党市議団の予算要望にも積極的に答えていただくことを求めるものです。

## 2004 年度(平成 16 年度) 広島市予算編成にあたっての要望書

### 《要望の柱》

#### 不要不急の大型事業を凍結・中止し、 公共事業の中心を生活・環境型にきりかえる

市長が財政の「非常事態宣言」を出されたように、長引く不況のもとで市税収入が減少する一方、過去の土木偏重市政の借金返済が財政を圧迫し、基金も底をついて、市財政はかつてない厳しい状況に直面しています。

このようななかで「公共事業見直し委員会」を設置し、大規模プロジェクトの見直しに政令市で初めて踏み出したことは大いに評価したいと思います。同委員会は、高速道路整備事業や再開発事業等の結論は今年度末の最終報告に先送りしていますが、市民生活に直結しないムダな大規模プロジェクトは、「すべて凍結・中止」に踏み切ること。

#### 4 年間で、市民1人あたりの民生費を政令市平均並みに

10 年前(1992 年度)には4万円以上も他の政令市平均(以下、他都市平均)を上回っていた「市民1人あたりの土木費」は、2002 年度には他都市平均とほぼ同じ水準まで抑制されました。

一方、民生費は、増加傾向にあるとはいえ、依然、他都市平均よりも市民1人あたり2万円以上少ない状況にあります。一昨年以降、その差は、年約2千円ずつ縮まってはいますが、このペースでは他都市平均の水準に到達するのに10年かかることとなります。

「財政健全化計画」期間中に、民生費を政令市平均に最大限近づける努力を求めます。4年間で、政令市平均にするためには、2001年から2002年の

伸びを考えれば、1年に民生費を110億円増額することが必要です。土木費は生活関連に思い切った絞り込みが求められます。

そうしたなかで、市民が市政に望んでいる要望のなかで、最も切実な次の5つの重点要望の実現に向け、取り組まれることを求めます。

- ◆乳幼児医療費補助の充実
- ◆子ども病院の建設
- ◆すべての小中学校を30人学級に
- ◆介護保険 市民税非課税世帯の保険料を半額に  
市民税非課税の人の在宅サービス利用料を3%に
- ◆国保料 1世帯あたり年約2万円の引き下げ

### 地域経済の活性化、雇用対策に力を

現在の厳しい雇用・経済情勢のなかで、特に地元中小企業を中心に据えた地域経済の活性化と雇用創出に向けた取り組みは、将来にわたって安定した市税収入を確保し、持続可能な市財政を構築する上で不可欠です。

## 《個別要望》

### 1 子ども・教育

#### 保育園

1. 待機児童解消策は定員の弾力化や民間事業者の活用に頼るのではなく、公私立の認可保育所の新設と充実によって解消すること。
2. 待機児童解消のため、年度途中でも受け入れられるよう補充要員を確保すること。
3. 市が責任を持って市内の保育所の耐震調査をおこない、老朽化のすすんだ園舎については修繕、建て替えの補助をすること。
4. 長時間保育、障害児保育、病児保育をニーズに応え充実すること。
5. 3歳以上の子どもの給食を完全実施すること。
6. 障害児加配は正規職員で8時間対応できるようにすること。
7. 来年度も保育料の引き上げはしないこと。

#### 小・中学校

1. すべての小・中学校における30人以下学級実現の年次プランをあきらかにすること。また、現在のフレッシュアシスタント事業を継続充実すること。
2. 教職員の英知を集め、子どもの権利条約の指導マニュアルをつくること。  
子どもたちが自主性をもって自分たちの権利を自覚できるよう、子どもの権利条約の学習に力を入れること。  
子どもの権利条約のテキストを使いまわしにせず、生徒全員に配付すること。
3. 学校給食法の理念にもとづく中学校給食の目的をあきらかにし、喫食率の低い学校については原因をあきらかにして対策をたてること。
4. 児童生徒や教職員の内心の自由、思想信条を侵害している学校現場への日の丸、君が代の押しつけをやめること。職務命令による教職員への強要、処分も一切やめること。
5. すべての小・中学校でいじめ、体罰、暴力を根絶するために徹底し

た実態調査をおこない対策をたてること。

6. 高校生の中途退学者の実態・追跡調査を行うこと。
7. 青少年が自主的に参加運営できる児童館活用やスケボー広場など、中・高校生の居場所づくりを進めること。また、現在市がおこなっている中・高校生の居場所づくりに関する事業の現状をあきらかにすること。
8. 第二市立養護学校を早期に分離、新設すること。
9. 他都市並みに市の奨学金制度をつくること。
10. 中・高校生への自衛官募集の協力をしないこと。
11. 平和資料館の見学は小・中の必須科目とし、すべての児童生徒が見学できるようにすること。

### **留守家庭子ども会**

1. 希望者全員が留守家庭子ども会に入れるよう、必要な地域での新・増設を行うこと。当面、空き教室の活用も考慮すること。
2. すべての留守家庭子ども会にクーラーを早急に設置すること。
3. 土曜日と長期休みの開館時間を午前8時から午後6時までとすること。
4. 児童館の全校設置を急ぐこと。留守家庭子ども会と児童館に必要な職員を増員すること。

### **障害児の放課後対策**

1. 市立養護学校に障害児の留守家庭子ども会をつくること。
2. 障害児の留守家庭子ども会は親の就労を問わず、地域で公民館などを活用しておこなうこと。
3. 放課後、土曜日、長期休みの障害児の学童保育を保障すること。

## **2 障害者対策**

1. 福祉タクシー券は1回の乗車で何枚でも使えるようにすること。
2. 福祉タクシー券の初乗り料 510 円を元の 570 円に戻すこと。

3. 民間経営のグループホームは、食事をはじめ日常生活が人間らしいものになっているかどうか点検すること。
4. 「市公共施設福祉環境整備要綱」や「福祉のまちづくり環境整備事業」の予算枠を元に戻すこと。
5. 総合リハビリセンターの建設にあたっては障害者の要望を取り入れ、2006年度までに建設すること。
6. 授産施設に通っている障害者が入浴サービスを利用できるようにすること。
7. 市の心身障害者センターの利用者が自宅からドア・トゥー・ドアで通えるよう送迎バスを小型バスに切りかえること。
8. 市の心身障害者センターの重介護サービスの職員を増員すること。
9. 市の心身障害者センターの利用者が支援費の限度 22 日まで通所できるようサービス量を増やすこと。
10. 支援費制度を利用しやすくするために、介護保険のようなケアマネージャー制度をつくること。
11. 小規模作業所への法人化の支援を強めるとともに、市の単独補助金を増やすこと。障害者の社会参加を支援すること。

### 3 高齢者対策・介護保険

1. 介護保険への国の補助を抜本的に増やすよう国に要望するとともに、基準を見直すなどして保険料を安くすること。
2. 生活保護基準以下の収入の人は保険料と利用料を無料にすること。
3. 保険料の減免制度は、収入要件を生活保護基準の住宅扶助の額を加えたものとし、土地、家屋、預貯金、扶養などの要件を撤廃すること。
4. 保険料の滞納による給付制限をおこなわないこと。
5. 利用限度額を超えるサービスを利用しなくては生活が成り立たない人の利用料補助制度を市民税課税世帯にも適用すること。また、難病や痴呆以外の人にも適用すること。

6. 約2千人の待機者に対応できるよう特別養護老人ホームを抜本的に増やすこと。
7. 住宅改修費、福祉用具の購入などについて、行政が現認したうえで一時立て替え払いをおこない、利用しやすくすること。
8. 介護報酬の改定による施設や在宅サービス事業所の減収実態を把握し、必要な手立てをとること。
9. 低額で利用できるケア付き高齢者住宅を増設すること。
10. 介護保険以外に精神的支援や相談にきちんと対応できる巡回相談員をおくこと。
11. 広島市福祉サービス公社の公的役割を自覚し、処遇困難ケース、生活保護者や障害者、山間部や島の島など遠隔地居住者がきちんとサービスを利用できるようにすること。
12. 配食サービスを土日祝日にも利用できるようにすること。また1日2食利用できるようにすること。
13. 空き家を活用して生き生きサロン(託老所)などの補助をおこなうこと。
14. あんしん電話は協力員がいなくても利用できるようにすること。
15. 障害者の家族がGPSによる徘徊探知機を利用することに対し、補助をおこなうこと。
16. 要介護認定者の第1～3段階は「障害者控除」、第4～5段階は「重度障害者控除」が受けられるようにすること。
17. 原爆被爆者の待機者は増加しており、3年以内に新しい原爆特養ホームを開設すること。

## 4 国民健康保険・生活保護

### 国民健康保険

1. 国保料滞納者に対しては納付相談に応じ、悪質な滞納者以外はみだりに保険証を取り上げないこと。
2. 国保料の減免制度と医療費一部負担の減免制度は今後も維持すること。
3. 70歳以上の国保料医療費一部負担の減免制度を実施すること。

4. 一般会計から国保会計への繰入金を他の政令市並みに増額し、高い国保料を引き下げること。(政令市中 11 位)
5. リストラや退職などによって高額の国保料が払えなくなった人に対して激変緩和措置をとること。
6. 国保に傷病手当を新設すること。

### 生活保護

1. ケースワーカー1人当たりの担当世帯数が国の標準の 80 世帯となるよう、ケースワーカーを増やすこと。
2. 申請窓口での規制を行わないこと。
3. 国庫負担率の引き下げに反対し、絶対やめさせること。

## 5 景気回復と雇用拡大を

### 中小企業支援

1. 1億円以下の企業への公共工事発注率を契約額ベースで 80%以上にすること。
2. 小規模修理・整備予算を増やすこと。特に、遅れている住宅空家対策予算を増やすこと。
3. 地元業者による住宅リフォームに対して助成を行うこと。
4. 市内すべての中小企業の実態と要望を調査すること。また、これまでの調査結果をあきらかにされたい。
5. 零細業者がサラ金・ヤミ金に頼らなくてもすむよう生活支援資金制度を創設すること。

### 雇用対策

1. 国の「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用し、市独自に予算を上乗せして生活道路整備、学校修繕、森林整備など市独自の雇用拡大対策を実施すること。
2. 大企業の労働時間、サービス残業を監視し、雇用の維持拡大を指導すること。

3. 企業の新規採用への助成制度を行うこと。
4. 教育、福祉、医療など公的部門への青年の新規採用に積極的に取り組むこと。

### 消費税反対

1. 消費税の増税計画に反対し、当面、食料品等の非課税化を国に申し入れること。

## 6 環境・防災対策

1. 沿線住民に深刻な健康破壊をもたらしている国道2号線の騒音・大気汚染について、環境保健サーベイランス調査の結果を示すこと。
2. 国道2号線の沿線住民の健康破壊の実態調査を行うこと。
3. ゼロエミッションの目標に向け、ごみ質毎の減量目標と資源化・リサイクル目標をたてること、安佐南の新工場建設を小規模のものに見直すこと、現在右肩上がりに増えているごみ排出量を見直し、年次計画をつくり取り組むこと。
4. 中国電力による太田川水系からの毎秒50トンの取水を見直し、太田川の水量を増やすために関係諸機関と協議すること。
5. 市独自の「太田川清流保全条例」をつくり、県や上流域の自治体にも同様の条例制定を呼びかけること。
6. 林業振興と森林の持つ公益的機能を保全し、無秩序な森林破壊を規制する市独自の条例をつくること。
7. 建設残土のリサイクルを促進すること。
8. 出島の産業廃棄物処分場建設工事については、市民の安全と環境を守る立場から工事の監視、調査を積極的に進め、許可権者として市長コメントにふさわしい責任を果たすこと。
9. 出島の産業廃棄物処分場建設工事にかかわる地元協議会の民主的な運営と協定書の遵守に努力すること。
10. 中国電力が南区宇品東に建設予定のPCB処理施設について、地元住民への説明が最小限にとどめられている。もっと影響地域を拡

- げ、十分な説明会をおこなうよう中国電力を指導すること。
11. 改修、耐震調査が未実施の学校、福祉施設などを公表し、実施計画をあきらかにすること。
  12. 現在割高となっている耐震調査費用を抑えること。
  13. 大規模地震特定地域に指定されていながら、国の補助制度を活用していないのは広島市だけである。民間の建築物や個人住宅の耐震調査を行政主導で実施し、補修工事については他都市のように融資・助成制度を創設すること。特に入院施設をもつ民間の医療機関の耐震調査や補修工事に対する補助制度を早急につくること。
  14. 市民の命と財産を守るため、土石流危険箇所や危険溪流の上流部での開発規制を制度化し、土石流防止対策を強めること。
  15. 農業用水路への転落防止の安全対策を強めること。(すでに八木用水では死亡者まで出ている)。

## 7 情報公開をすすめ、「市民が主人公」のひらかれた街づくりを

### 情報公開

1. 各種審議会の中で未公開となっている教科書採択委員会を公開とすること。
2. 審議会への女性の登用目標を50%にすること。
3. 各種団体の女性役員の比率を高めるよう指導を強化すること。

### 入札制度

1. 公共事業の入札制度はコンサルタントへの委託業務も含め指名競争入札制度を全廃し、すべて一般競争入札とすること。
2. 落札率95%以上は再入札とすること。
3. 物品入札も公共事業に準じて見直すこと。

### 街づくり

1. 段原西部区画整理事業の清算金問題において、小宅地地権者の市有地購入に対して、低利、長期返済の融資制度を創設すること。

2. 段原西部区画整理事業の一般宅地の清算金については 1995 年（平成7年）以前の土地評価基準を適用し、清算金額を軽減すること。
3. 段原東部区画整理事業においては、地権者の合意が得られる仮換地となるよう最大限の努力をすること。
4. 三菱重工広島工場（祇園工場）跡地については、工場建設にあたって地域住民が尽力した歴史的経過をふまえ、跡地一部を住民の福祉に供するよう寄付させること。また、跡地利用は三菱まかせにせず、既存の街並みと調和をとることを基本に住民の意見を聞いて市の方針をたてること。
5. マンション建設は既存の街並みや調和を壊さないよう規制し、住民による自主的なまちづくりを支援すること。そのためにも他都市並みの日影規制に改め、高さ規制をもりこむこと。
6. 「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」は業者責任を明確にするよう見直し、地域の景観と住環境を守ることを一層徹底すること。
7. 大規模マンション建設にともなう道路、水道、下水道等、新たな公共投資に対する業者負担制度を導入すること。

## 合併問題

1. 周辺自治体との合併については住民合意を基本とし、強行合併はしないこと。合併によって生じる広島市民のメリット・デメリットを公表すること。

## 動物愛護

1. 生後間もない子犬、子猫が殺処分されないよう、飼い主に対して不妊・去勢手術の必要性を啓蒙し、不妊・去勢手術の助成制度を創設すること。
2. 収容された犬・猫を譲渡する里親制度を広く市民に知らせるため、動物フェスティバルなどを告知の場として活用すること。また、いつでも里親になれるように制度の基準を緩和すること。

## 8 被爆都市ヒロシマとして国内外に平和を訴える役割発揮を

1. 核兵器廃絶のための国際協定の実現に向け、日本が積極的にイニシアチブをとることを政府に申し入れること。また、国内の平和宣言自治体との連携を強めること。
2. 広島港への外国軍艦の入港を認めないよう、早急に県知事に協議を申し入れること。
3. 米軍による市周辺部での低空飛行訓練をやめさせること。
4. 有事法制を発動しないよう国へ申し入れること。
5. 平和都市として市内の港湾、空港、公共施設、病院等の軍事使用を断固拒否することを内外にあきらかにすること。
6. 黒い雨地域の住民におこなったアンケート調査結果の分析を急ぎ、早急に黒い雨指定地域を見直すよう国に要求すること。
7. 「被爆遺跡保存条例」をつくり、すべての被爆建物、遺跡、樹木に説明板を設置すること。
8. 元大正屋呉服店(レストハウス)の保存活用については市民局が直接責任をもち、被爆 60 周年までに方針をあきらかにすること。また、新しいレストハウス機能は平和公園の施設見直しのなかで計画すること。
9. 在外被爆者の支援対策を強化し、原爆症認定を求める被爆者への支援をおこなうこと。
10. 被爆者の高齢化がすすむなか、被爆者健康手帳の申請については審査基準を見直すとともに窓口の職員を増やし、必要な情報の提供など申請の支援をすること。

以上